

TikTok を活用した平群町 PR 動画制作等委託業務 仕様書

1 業務名

TikTok を活用した平群町 PR 動画制作等委託業務

2 目的

20代前後の若者層を主なターゲットとし、話題性の高いインフルエンサーを起用して、新婚世帯や子育て世帯が生活する上での本町の魅力を PR する動画を制作・発信することで、若年層が新たな生活を始める拠点を検討する際に、「平群町」が選択肢の一つになることを目的とする。

3 本業務委託の契約期間

契約開始日から令和7年2月28日まで

4 本業務委託の内容

(1) TikTok アカウントの立ち上げと運用支援

- ・ 町公式 TikTok アカウントの立ち上げを行うこと。
- ・ TikTok 運用方針(案)の提案など運用開始に向けた支援を行うこと。

(2) 動画の企画、制作、投稿

本業務に係る仕様事項を十分に把握し、町と協議・調整のうえ、全体コンセプトの設定及び体制の構築を行い、業務を実施すること。

○動画の内容

①本町の子育て支援策等を PR する動画

内容:結婚新生活応援補助金や移住支援金、こども医療費助成制度など本町が実施する結婚、子育てを応援する制度や施策等を PR する動画

本数:2本以上

②本町の魅力を伝える動画

内容:結婚や子育てを考える若年層が「訪れてみたい」、「住んでみたい」と感じるような素材(自然、風景、イベントなど)を活用して本町の魅力を発信する動画

本数:8本以上

(3) TikTok での広告の実施

- ・ TikTok において、制作した動画を活用し、本町の認知度向上及び関係人口の拡大に繋がるような広告を実施すること。
- ・ 効果的な広告方法及び広告時期を提案すること。
- ・ 実施動画数:2動画以上
- ・ ターゲット層:若年層(20代前後)
- ・ 配信エリア:近畿圏内

○企画、制作、投稿に当たっての留意事項

- ・ 取材対象や動画の構成等について提案を行い本町と協議し、承認を受けた上で制作すること。
- ・ 話題性のあるインフルエンサーを複数名確保した上で、題材ごとに適切な制作手法をとり、本町の認知度向上と関係人口の拡大へと繋がる動画を制作すること。

- ・ 動画制作と投稿の時期については、委託契約期間中において、季節感等を含め、より効果的に町の魅力を発信できるタイミングを提案し、実施すること。
- ・ 投稿に際しての許可取りや動画の内容確認等は、受託者自ら行うこと。
- ・ 動画の公開にあたっては、本町の確認及び承認を受けること。また、TikTok の利用規約を遵守し動画を公開すること。
- ・ 本町の他の SNS(Facebook、Instagram、YouTube 等)でも投稿可能なバージョンで納品すること。
- ・ いわゆる「炎上」が発生した場合は、直ちに本町に状況を報告し、適切な対処をすること。

5 成果物

①動画

受託者は、委託業務において制作した動画は、その全てを USB もしくはそれに準ずるものによって提出すること。

②業務完了報告書

受託者は、委託業務完了時には業務完了報告書を作成し、提出すること。なお、業務完了報告書には、次の項目を含むこと。

- ・ 委託業務の実施内容
- ・ 委託業務の成果
- ・ 広報 PR 成果(全ての広報 PR に関する成果を PDF 形式などで提出すること)
- ・ 委託業務の実施により得られた成果物
- ・ その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

6 留意事項

- (1)委託業務の実施にあつては、本町と十分協議するとともに責任者を明確にし、業務に係る町からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (2)委託業務の実施にあつては、必要に応じてプラットフォーム業者と連携して進めること。
- (3)町と協議の上、目標となる指標(アクセス数等)を定め、目標達成に必要な事項を随時実施すること。
- (4)委託業務に必要な資機材は、全て受託者が用意し、使用料や出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料の範囲内で行うこと。
- (5)この仕様に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、本町と受託者が協議して決定するものとする。

7 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、いかに定めるところによる。なお、疑義が生じた場合及びはその都度協議の上決定する。

- (1) 本件受託者は、成果物の著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条(複製権)から第 28 条(二次的著作物の利用に関する著作権の権利)までに規定する全ての権利は本町に無償で譲渡するものとする。

- (2)本町は、著作権法第 20 条(同一性保持権)第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
- (3)本件受託者は、書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条(公表権)及び第 19 条(氏名表示権)を行使することができないものとする。
- (4)映像、音楽等の著作権、肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、町は責任を負わないものとする。

7 その他

- (1)受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的な企画、業務遂行の管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
また、受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先、再委託の業務内容、指揮系統を明確にした書面を提出し、あらかじめ町の承認を得なければならない。
- (2)受託者は、やむを得ない事業により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ本町と協議のうえ、承認を得ること。
- (3)業務実施過程で本町より本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内で可能な限り、仕様の変更に応じること。
- (4)受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、平群町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (5)本業務の実施にあたっては、本町の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、町と十分に協議すること。